

世田谷区獣医師会飼い猫および飼い主のいない猫の マイクロチップ挿入助成事業のお知らせ

世田谷区は、平成16年4月1日「世田谷区人と動物との調和の取れた共生に関する条例」を施行しました。世田谷区獣医師会は、この条例の趣旨を踏まえ、動物愛護の普及と飼主の責任やマナーの向上に取り組んでいます。

世田谷区獣医師会と世田谷区は、災害時における動物救護活動の協定を平成17年3月に締結いたしました。

災害時には、家庭飼育動物の負傷・逸走が予想されます。世田谷区獣医師会は、大切な家族の一員である飼育動物が、災害時等に迷子になっても飼い主の元に帰れるよう、固体識別のためにはマイクロチップの挿入が最適であると考え、マイクロチップの普及を推進していきます。

そこで、世田谷区獣医師会は、不妊・去勢助成事業による手術を希望される飼い猫に対し、無料でマイクロチップを挿入します。

なお、マイクロチップの登録事務はAIPO（動物普及推進会議）で行っています。

AIPO 登録料金1,000円は、飼主負担となります。

※AIPOは、平成15年に設立された日本全国を対象としたマイクロチップの登録管理機関です。

マイクロチップ挿入を希望される方は、下記の申込書に記入ください。

世田谷区獣医師会マイクロチップ挿入助成申込書

世田谷区獣医師会 殿

私はマイクロチップの挿入を希望します。

平成 年 月 日

申込者氏名 ④

住所 _____

電話番号 _____

飼い猫の名前		性別	オス・メス
種類		生年月日	

獣医師記入欄

挿入獣医師名		挿入年月日	
--------	--	-------	--